

## 指導行政のポイント

### “食育の推進”が課題に

菱村 幸彦

本紙(8月15日号)で学校給食法の改正について解説した。その折り、「食育」について言及できなかったのが、今回、取り上げる。

#### 食育基本法のポイント

改正学校給食法第1条は、「この法律は...学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする」と定め、新たに「食育の推進」の文言を追加した。

では「食育」とは何か。学校給食法に「食育」についての定義はない。が、食育基本法の前文で、食育について「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけ、「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とことと定義している。改正法でいう「食育」は、これと同旨とみていい。

ただし、食育基本法(平成17年に議員立法で制定)は、厚生労働省、農林水産省、文部科学省など各省庁にわたる食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであり、この法律で定める「食育」の範囲は広い。

事実、食育基本法の内容は、例えば、国民の心身の健康の増進、食に関する感謝の念と理解、子どもの食育における保護者と教育関係者の役割、伝統的な食文化や環境と調和した生産への配慮、食料自給率の向上への貢献、食品の安全性の確保 など多様な行政分野にわたっている。

また、政府の責務について、食育の推進に必要な法制上・財政上の措置を講じること、毎年、国会に食育推進に関する報告書を提出することのほか、食育推進会議(会長は首相)において「食育推進基本計画」を作成することを定めている。

#### 学校における食育の課題

食育基本法第20条は、学校における食育の推進について、食育の指導にふさわしい教職員の設置、指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割意識の啓発、食育に関する指導体制の整備、地域の特色を生かした学校給食等の実施、農場実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用などを通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発 等々を規定している。

平成17年の学校教育法の改正により栄養教諭制度を創設し、今回の学校給食法の改正により学校給食を活用した食に関する指導の規定(10条)を設けたのは、食育基本法が定める政府の責務を実行したものである。

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化している。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるために、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが課題となっている。

新学習指導要領においては、まず「総則体育」で「学校における食育の推進...については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」と定め、次に「体育科」で「食事...については、食育の観点も踏まえつつ...学校給食に関する指導においても関連した指導を行う」こと、「家庭科」で「食に関する指導については、家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること」などを示している。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

■最新刊!

菱村幸彦【著】 B6判・定価2,205円

教育開発研究所

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』

法改正を踏まえて全面改定!

『図解・表解 教育法規』 坂田仰/河内祥子/黒川雅子【共著】定価2,205円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)